

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録証用紙

被災時の判定士活動に際しては、応急危険度判定士登録証の携帯が必要となります。

次の事項についてご記入のうえ、本用紙の提出をお願いします。

※各事項は、楷書で丁寧に記入してください。(切り離して、そのまま登録証として使用します。)

※写真裏面には、氏名及び撮影年月日を記入してください。

◆新規登録の場合

①氏名 ②生年月日

◆登録証更新の場合

①氏名 ②生年月日 ③登録番号 ④登録年月日

京都府地震被災建築物 応急危険度判定士登録証

氏 名
生年月日 年 月 日
登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号
有効期間 令和 年3月31日

京都府知事 西脇隆俊

写 真2

6ヶ月以内
無帽、正面
上半身
無背景

縦4cm×横3cm

<注意事項>

- 1 京都府知事の要請により応急危険度判定を実施する場合には本証を持参し、建築物の所有者等から請求があったときは、本証を呈示すること。
- 2 登録が取り消されたときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 登録取消届を提出するときは、併せて本証を返納すること。
- 4 登録事項に変更があったときは、速やかに登録事項変更届を提出すること。なお、氏名を変更したときは併せて本証を返納すること。
- 5 本証の再交付後、失った登録証を発見したときはこれを返納すること。

※緊急連絡先 建築指導課 TEL075-414-5346 FAX075-451-1991